

せいかつほご 生活保護のしおり

このしおりは、^{せいかつほご}生活保護について、あなたに

^{ただ}正しく^{りかい}理解していただくために、わかりやすく

^か書いたものですから、^{かなら}必ず^よお読みください。

また、いつでも^み見ることができるよう、^{たいせつ}大切

^{ほかん}に保管してください。

あり だ し ふく し じ む しよ
有 田 市 福 祉 事 務 所

ありだしみのしま ^{ばんち}
有田市箕島50番地

TEL. 83-1111

せいかつほご 生活保護とは

せいかつほご びょうき なん りゆう じぶん ちから
生活保護は、病気やケガなど何らかの理由で、自分たちの力だけではどうして
せいかつ ばあい た いちにち はや じぶん ちから
も生活できない場合、その足りないところをおぎなって、一日も早く自分の力や
ほか ほうほう せいかつ てだす せいど
他の方法で生活できるように手助けをする制度です。

せいかつほご う 生活保護を受けるためにしていただくこと

1. はたら ひと のうりよく おう はたら
働くことができる人は、能力に応じて働いてください。
2. せたい ざいさん かつよう く かつよう
世帯の財産で活用できるものは暮らしのために活用してください。
3. おや こ きょうだいしまい ふようぎむしや えんじょ う どりよく
親、子、兄弟姉妹など扶養義務者の援助を受けるよう努力してください。
4. ねんきん てあて た ほうれいとう きゅうふ う
年金、手当など他の法令等で給付を受けられるものはすべて受けてください。
5. ほか く やくだ かつよう
その他、暮らしに役立つものがあれば活用してください。

せいかつほご しんせい 生活保護を申請すると

せいかつほご けつてい ひつよう ほご
生活保護が決定されるまでに、必要な保護

ていど ようひ はんてい ちょうさ
の程度や要否を判定するため調査をしたり、

かていほうもん
家庭訪問をさせていただきます。

そのときには、ありのままを教えてください。

※ せいかつほご しんせい けいい
生活保護を申請するまでの経緯

※ かぞく せいかつじょうきょう
家族のこれまでの生活状況

※ はたら ひと びょうじゃく はたら ひと じょうきょう
働いている人や病弱で働けない人の状況

※ しゅうにゅう よちよきん せいめいほけん とち たてもん じょうきょう
収入、預貯金、生命保険、土地、建物などの状況

※ おやこ きょうだいしまい えんじょ じょうきょう
親子、兄弟姉妹などからの援助の状況

その他、必要に応じて立ち入ったことを、お聞きすることもあるかもしれませんが、
個人こじんの秘密ひみつは固くかたまもりますので安心あんしんして、ありのままを教えてください。

もし、調査ちょうさを拒否きよひしたり、ウソもうの申し立てたをしたときは、生活保護せいかつほごを受けること

ができません。

せいかつほご しゅるい 生活保護の種類

せいかつほご つぎ しゅるい ふじよ くに さだ まじゅん せたい せいかつ
生活保護には次の8種類の扶助があり、国の定めた基準により世帯の生活の

ひつよう おう う
必要に応じて受けることができます。

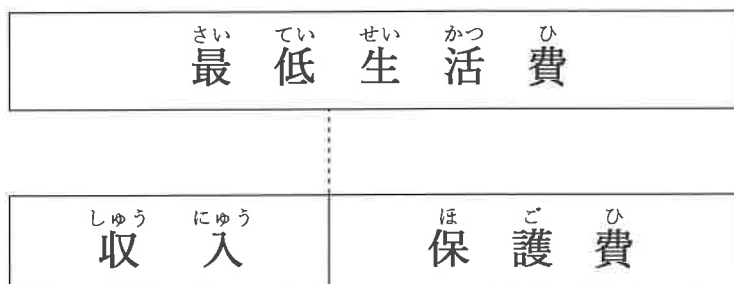
せいかつほご しゅるい 生活保護の種類

(1) 生活扶助	いしょく にちじょう く ひよう 衣食など日常の暮らしの費用
(2) 住宅扶助	やちん かおく しゅうぜん ほしゅうとう ひよう 家賃や家屋の修繕・補修等の費用
(3) 教育扶助	しょうがくせい ちゅうがくせい がくようひん きゅうしょくとう ひよう 小学生・中学生の学用品、給食等の費用
(4) 医療扶助	びょうき とき いりょうとう ひよう 病気になった時の医療等の費用
(5) 出産扶助	さん ひつよう ひよう お産に必要な費用
(6) 生業扶助	ぎじゅつ なら しゅうしょくしたくとう ひよう 技術を習ったり、就職支度等の費用
(7) 葬祭扶助	そうしき ひよう お葬式の費用
(8) 介護扶助	かいご う ひよう 介護サービスを受ける費用

せいかつほごひ けいさん 生活保護費の計算は

くに き まじゅん さいていせいかつひ せたい しゅうにゅう くら た
国が決められている基準（最低生活費）とあなたの世帯の収入とを比べて、その足

ぶん ほんごひ しきゅう
りない分だけ保護費が支給されます。



きじゆん さいていせいいかつひ 基準(最低生活費)とは…

た 食べるもの、き 着るもの、こうねつすいひ にちじょう く 暮らしのためのひよう やちん など
じゅうたくひ ぎむきょういく ひつよう きょういくひ きゅうしょくひ いりょうひ せいかつぜんばん ひよう
住宅費、義務教育に必要な教育費や給食費、医療費など生活全般にわたる費用の
うち、せいかつ 生活をすうえでひつよう 必要なものをごうけい 合計したものです。

しゅうにゆう 収入とは…

あなたのせたい 世帯のすべてのしゅうにゆう ねんきん きゅうりょう てあて ないしょくしゅうにゆう
収入(年金、給料、手当、ボーナス、内職収入、
えいぎょうしゅうにゆう しおく まがししゅうにゆう ほけんはいとうきん りんじしゅうにゆう
営業収入、仕送り、間貸収入、保険配当金、臨時収入など)です。
はたら えて しゅうにゆう について こうじょがく みと
働いて得た収入については、一定の控除額が認められています。

こうじょ 控除とは…

しゅうにゆう え けいひ しゃかいほけんりょう こうつうひとう じっぴこうじょ きそこうじょ
収入を得るための経費で、社会保険料、交通費等の実費控除と基礎控除があり
ます。なお、きそこうじょ しゅうにゆうがく きんがく ほか とくべつこうじょ
基礎控除は収入額によって金額がちがいます。その他にも特別控除、
しんきしゅうろうこうじょ みせいねんしゃこうじょ ねんきん てあて しおく しゅうにゆう
新規就労控除、未成年者控除があります。ただし年金、手当、仕送りなどの収入
について こうじょ
に一定の控除はありません。

せい かつ ほ ご う ぎ む 生活保護を受けているときの義務

1. せい かつ じょう ぎ む 生活上の義務

ア. ほたら 働くことができる人は、ひと すこ 少しでも しょうにゆう ふ 収入が増えるようにがんばって ほたら 働いて
ください。

イ. びょうき 病気やケガをしている人は、ひと いしや 医者さんの しじ 指示にしたがい、いちにち 一日もはやく 治
すように どりよく 努力してください。

ウ. むだづかい をしないで、せい かつ こうじょう つと 生活の向上に努めてください。はでな せい かつ いんしゅ 生活や飲酒、
ぱちんこ 等^{とう}でまわりから ひなん 非難されることのないようにしてください。

エ. くるま ほゆう 車の保有または うんてん げんそく 運転は原則として みと 認められていません (たにんめいぎ 他人名義も含む)。

なお、じょうけん 条件により、じどうしゃ ほゆう 自動車の保有、しよう げんてい 使用が限定的に認められる場合があります
すので、じどうしゃ ほゆう 自動車を保有している場合には 必ず かなら ふくしじむしょ 福祉事務所に ほうこく 報告し、保有、
しよう かのう 使用が可能かどうか そうだん 相談してください。

2. 届け出の義務

つぎ ばあい ありだしふくしじむしょ ちく 民生委員にすみやか
次のような場合には、有田市福祉事務所、または地区の民生委員にすみやか
に（事前にわかる場合は必ず事前に）届け出てください。

ア. 住居をかえるときや地代、間代、家賃がかわったとき

イ. 仕事をはじめたり、やめたりしたとき

（就職、転職、退職、自分で仕事を始めたり廃業するときなど）

ウ. 家族にかわったことがあったとき

（出産、死亡、転入、転出、入院、退院、入学、中退、卒業、結婚、
離婚等）

エ. 収入の増減、または臨時の収入があったとき

（給料、ボーナス、年金、手当、仕送り、生命保険の入院給付金、保険金等）

オ. 家族が交通事故にあったとき

カ. 資産などをもらったとき

キ. 健康保険（勤め先の保険）を取得、または失ったとき

3. 収入申告書提出の義務

収入申告書は、その内容を証明するもの（給与証明書や給与明細書など）
を必ず添えて定期的に提出してください。

4. 指導、指示を守る義務

これまでご説明した義務を守らなかつたり、次のようなときは、指導や

指示^{しじ}をすることになります。

- ア. 病気^{びょうき}やケガの状態^{じょうたい}が、仕事^{しごと}をするのにさしさわりがなくなったにもかかわらず、働^{はたら}こうとしないとき
- イ. 病人^{びょうにん}や子供等^{こどもとう}の世話^{せわ}をする必要^{ひつよう}がなくなったにもかかわらず、働^{はたら}こうとしないとき
- ウ. 学校^{がっこう}を卒業^{そつぎょう}したにもかかわらず、働^{はたら}こうとしないとき
- エ. 働^{はたら}いていても、本人^{ほんにん}の能力^{のうりよく}や健康^{けんこう}状態^{じょうたい}から判断^{はんだん}して、十分^{じゅうぶん}な収入^{しゅうにゅう}を得^えていると認め^{みと}られないとき
- オ. 支出^{ししゅつ}の節約^{せつやく}をはかり、生活^{せいかつ}が向上^{こうじょう}するよう努力^{どりよく}しないとき
- カ. 病気^{びょうき}を治^{なお}すために努力^{どりよく}しないなど、生活^{せいかつ}態度^{たいど}が悪^{わる}いとき

つぎ 次^{つぎ}のような場合には、保護^{ほご}が受けられなくなる時^うがあります

1. かならず届出^{とどけで}しなければならないことをわざとしなかったとき
2. 指導^{しどう}、指示^{しじ}を守^{まも}らなかったとき
3. ウソの届出^{とどけで}をしたとき
4. 必要^{ひつよう}な調査^{ちようさ}を正当^{せいとう}な理由^{りゆう}なくこぼんだとき

ほごひ へんかん 保護費^{ほごひ}の返還^{へんかん}

1. 特別^{とくべつ}の事由^{じゆう}により資力^{しりよく}があるにもかかわらず保護^{ほご}を受け^うたときは、保護費^{ほごひ}を返還^{へんかん}していただきます。たとえば、年金^{ねんきん}や手当^{てあて}などをさかのぼって受給^{じゅきゅう}したとき、生命保険^{せいめいほけん}の入院給付金^{にゅういんきゅうふきん}や解約返戻金^{かいやくへんれいきん}を受け取^うったとき、交通事故^{こうつうじこ}など

じだんきん う と せいかつほごほうだい じょう
の示談金を受け取ったときなどです。(生活保護法第63条)

2. ふせい ほうほう ほご う しゅうにゅう しんこく ふせいじゅきゅう
不正な方法で保護を受けたり、収入の申告をしなかったときは、不正受給
としてそれまでの生活保護費の全部または一部を徴収され、法律によって
ばっ せいかつほごほうだい じょう だい じょう
罰せられることがあります。(生活保護法第78条、第85条)

びょういん 病院にかかるとき

1. せいかつほごほう してい いしゃ み
生活保護法で指定されているお医者さんで診てもらってください。そうでな
ければ医療費の支払いができませんので注意してください。
2. さいしよ いしゃ い まえ ありだしふくしじむしよ いるょうけんとう じゅしん
最初にお医者さんに行く前に、有田市福祉事務所で医療券等をもって受診
することとなります。
- つき か つういん
月が替わって通院するときは、あらためて医療券が必要になります。
3. できるだけ近くのお医者さんにかかってください。
4. にゅういん さがくしつりょう ほけん ちりょう ほんにん ほん
入院したときの差額室料や保険のきかない治療を受けたときは、本人が払
わなくてはなりませんので注意してください。
5. おな びょうき どうじ しょうじょう いしゃ
同じ病気やケガで同時に2カ所以上のお医者さんにかからないでください。
6. いしゃ ちりょうざいりょう どう ひつよう しじ
お医者さんから、治療材料(コルセット、メガネ等)の必要があるとの指示
があった場合は、必ず担当員に相談してください。

ちゅうい
【注意】

せいかつほご う こくみんけんこうほけん かにゆう かた ばあい こくみんけんこうほけんしょう
生活保護を受けると、国民健康保険に加入していた方の場合、国民健康保険証、

こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう おやかていりょうじゆきゆうしゃしょう じゅうどしんしんしょうがいじしゃいりょう
後期高齢者医療被保険者証、ひとり親家庭医療受給者証、重度心身障害児者医療

じゆきゆうしゃしょう しょう しやくしよ かえ
受給者証などは使用できませんので市役所に返してください。

かいしゃ けんこうほけんしょう ひやどいけんこうほけんしょう けいぞく つか
会社の健康保険証や日雇健康保険証はそのまま継続して使ってください。ただ

ありだしふくしじむしょ いりょうけんどう いしゃ
し、有田市福祉事務所でもらった医療券等といっしょにお医者さんにだしてくだ
さい。

かいご 介護サービスを受けようとするとき

かいご サービスを受けようとするときは、かいごにんてい ひつよう
介護認定が必要となりますので、
ありだしやくしよこうれいかいごか そうだん
有田市役所高齢介護課に相談してください。

ふふく もう た 不服の申し立て

ほご けつてい たい ふふく のあるときは、けつてい のあったことを知った日の翌日ひから
ききん げついない けんちじ たい しんさせいきゅう
起算して、3カ月以内に県知事に対し審査請求をすることができます。

ほか その他

1. こくみんねんきんほけんりょう めんじょ ありだしやくしよほけんねんきんか てつづ
国民年金保険料は、免除となりますので有田市役所保険年金課で手続きをし
てください。
2. じゅしんりょう てつづ めんじょ たんとういん そうだん
NHK受信料は手続きをすれば免除されますので、担当員に相談してくださ
い。
3. こていしきんぜい じゅうみんぜい ありだしやくしよぜいむか めんじょしんせい
固定資産税、住民税は有田市役所税務課で免除申請してください。

※最低生活^{さいていせいかつ ほしょう}を保障^{ほしょう}するために、また、自分^{じぶん}の力^{ちから}で生活^{せいかつ}できるよう援助^{えんじょ}するために、必要な指導^{ひつよう しどう}や指示^{しじ}をしますが、指導^{しどう}や指示^{しじ}は必ず^{かなら}守^{まも}っていただかなければなりません。

※収入^{しゅうにゅう}があったとき、仕事^{しごと}がかわったとき、また入院^{にゅういん}や退院^{たいいん}など家族^{かぞく}にかわったことがあったときは、必ず^{かなら}届け出^{とど}出るようにしてください。

※生活保護^{せいかつほご}は世帯^{せたい}を単位^{たんい}に考^{かんが}えます。

家族^{かぞく}で協力^{きょうりょく}しあって、自分^{じぶん}たちの力^{ちから}で生活^{せいかつ}できるように努力^{どりょく}していただかなければなりません。

その他^{ほか}わからないこと、困^{こま}ったことがありましたら何^{なん}でも
有田市福祉事務所^{ありだしふくしじむしょ}のあなた^{あなた}の担当^{たんとう}者^{しゃ}や、民生委員^{みんせいいいん}に相談^{そうだん}してください。

ありだしふくしじむしょ
有田市福祉事務所

たん とう
担 当